

令和 6 年度宇城クリーンセンターリサイクルプラザ
他 4 物件自動販売機設置者募集要領

宇城広域連合では、条件付一般競争入札により自動販売機の設置者を募集します。

入札に参加を希望される方は、この募集要領をよく読み、内容をご承知の上、お申込みください。

【案件名】 令和 6 年度宇城クリーンセンターリサイクルプラザ他 4 物件自動販売機
設置者募集

【スケジュール】

項 目	日 程
入札参加申込受付期間	令和 5 年10月17日（火）から令和 5 年10月30日（月）まで
質問受付期間	令和 5 年10月16日（月）から令和 5 年11月 9 日（木）まで
質問に対する回答	令和 5 年11月20日（金）まで
入札期間	令和 5 年11月10日（金）から令和 5 年11月20日（月）まで
開札日	令和 5 年11月21日（火）
競争参加資格確認申請書等の提出	令和 5 年11月22日（水）から令和 5 年11月24日（金）まで
落札者決定通知	令和 5 年12月 1 日（金）予定
競争参加資格がないと認めた理由の説明要求	不適合通知の翌日 から 5 日以内（土日祝日を除く。）
上記要求に対する回答	説明要求を受け付けた日から 5 日以内（土日祝日を除く。）
設置許可手続	落札者決定通知の日 から 7 日以内（土日祝日を除く。）
設置許可開始	入札物件説明書記載のとおり

1 入札物件に関する事項

(1) 入札物件

入札は物件番号ごとに行う。1 参加者の複数物件への入札参加及び落札について制限はない。なお、物件番号 4 及び 5 に現在、自動販売機を設置している者は、物件番号 4 及び 5 の入札には参加できない。

物件番号	物 件 名	台数
1	宇城クリーンセンターリサイクルプラザ	1 台
2	宇城クリーンセンター管理・焼却棟（正面玄関）	1 台
3	宇城クリーンセンター管理・焼却棟（事業者玄関）	1 台
4	消防本部・北消防署	1 台
5	南消防署	1 台

※ 各物件の詳細については、入札物件説明書記載のとおり。

(2) 施設概要

入札物件説明書記載のとおり。

(3) 販売容器及び販売品目

入札物件説明書記載のとおり。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす者が参加することができる。なお、自動販売機設置後に資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置者としての設置許可を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しないこと。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として広域連合長が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者に該当しないこと。

(3) 次のいずれかに該当する者（政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。

ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団員が実質的に運営している者

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

キ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 宇城広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成30年宇城広域連合訓令第5号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 法人の場合は熊本県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者、個人の場合は宇土市、宇城市又は美里町（以下「宇城管内」という。）に住所を有する者、福祉活動を営む団体（以下「福祉団体」という。）の場合は宇城管内の住民で構成している団体（本部・支部の構成がある場合は本部）であること。

- (6) 市町村税の滞納がないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務において、令和5年10月1日現在、自ら管理・運営する3年以上の実績があること。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年を経過していること。
 - ア 許可の条件に違反する行為が認められ、設置許可が取り消された事実があった場合
 - イ 提出書類に虚偽の報告の事実があった場合
 - ウ 正当な理由なく自動販売機の設置を辞退した事実があった場合
- (9) 本連合との自動販売機の契約期間中において、設置者の都合により解約となった事実があった場合は、その事実から1年を経過していること。

3 設置条件等

(1) 設置方法

自動販売機の設置は、宇城広域連合行政財産使用条例（平成20年宇城広域連合条例第4号。以下「行政財産使用条例」という。）に基づき、行政財産使用許可により行うものとする。また、物件ごとの使用許可開始日から自動販売機が使用できるように設置すること。なお、設置場所において、既存の自動販売機が設置してある場合は、既存の自動販売機設置者と調整を行い設置すること。

(2) 設置許可期間

物件ごとの使用許可開始日から令和7年3月31日までとする。ただし、公用・公共用としての必要性や使用者の使用状況を勘案して、支障がないと本連合が判断する場合は、当初本連合が設定した使用条件を変更しないことを前提として、1年以内の範囲で設置許可を更新することができる。更新については、4回の更新を限度とする。また、本連合が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者が募集条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他本連合が必要と認めるときは、設置許可を取り消すことがある。なお、設置許可期間中は、自動販売機の設置、撤去、入替え及び故障並びに停電等やむを得ない事情がある場合を除き、自動販売機による販売を継続するものとする。

(3) 手数料・使用料等

ア 販売手数料

物件ごとの各月の消費税を含む販売実績額に設置者として決定された者が提示した手数料率を乗じた金額を販売手数料とする。なお、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

販売手数料については、自動販売機設置後から発生することとし、支払いについては、本連合が発行する納入通知書により、年度末に一括で納入すること。な

お、年度末に一括で納入することが困難な者については、本連合と協議の上、納入日等を別に定めて納入するものとする。

イ 使用料

行政財産使用条例に基づく使用料（1台当たり屋外は月額1,500円、屋内は月額2,000円）とし、自動販売機を設置した月から発生することとする。

使用料の支払いについては、年度ごとに使用料の年額分を本連合が発行する納入通知書により、本連合が定めた指定期日までに一括で納入すること。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理費等に係る一切の費用は設置者の負担とする。また、自動販売機の稼働に必要な光熱水費等については設置者の負担とし、実費相当分を本連合が発行する納入通知書により、年度末に一括で納入すること。なお、光熱水費等については自動販売機の設置後から発生することとし、設置者は、自動販売機の設置に当たり光熱水費を算定するための子メーターを自らの負担で設置することとする。

（4）自動販売機の基準

自動販売機については、入札物件説明書に記載されている仕様を取り入れた機種とすること。

（5）使用上の制限等

ア 設置者は設置許可部分を第三者に使用させないこと。ただし、本連合の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、本連合の指示に従うこと。

ウ 販売品目については、事前に本連合と協議すること。

エ 酒類の販売は行わないこと。

（6）売上報告

設置者は、各月ごとに自動販売機の販売実績（自動販売機別の販売数量及び販売額）を記録し、当該年度分の販売実績を本連合が指定する日までに、書面により報告することとする。なお、年度末に一括で販売手数料を納入することが困難な者については、本連合と協議の上、報告日等を別に定めて報告するものとする。

設置者は、本連合が自動販売機等に関する調査を行う場合には、協力すること。なお、自動販売機の販売実績については、今後の募集の際などに公表する場合がある。

（7）管理運営上の遵守事項

ア 行政財産使用条例の許可条件を遵守し、手数料、使用料及び光熱水費の全額を本連合が指定する期日までに支払うこと。

イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準

に準拠した転落防止措置を講じること。

ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

オ 使用済み容器の回収ボックスは、入札物件説明書記載の数量及び設置許可面積を超えない範囲で設置すること。回収ボックス内にある使用済み容器は、他社製品の持ち込み等を問わず、設置者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

キ 自動販売機の転倒、盗難防止、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、本連合及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決すること。また、自動販売機を毀損し、汚損し、又は紛失したときは、設置者の負担において速やかに復旧すること。

ク 設置者は、許可期間の満了又は設置許可が解除された場合には、速やかに原状回復を行い、本連合の担当者の確認を受けること。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用については設置者の負担とする。

ケ 本連合が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

4 入札物件、設置条件等についての質問及び回答

入札物件、設置条件等について質問がある場合には、書面にて次のとおり行うこと。電話や口頭等による質問は受付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 受付期間

令和5年10月16日（月）から令和5年11月9日（木）まで
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

質問書をFAX又はE-mailすること。なお、質問書原本は郵送すること。

(4) 提出先

「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、回答作成の都度（令和5年11月20日（月）までに）本連合のホームページで公表する。なお、公表がない場合は、質問がないものとする。

（6）その他

質問への回答内容は、この募集要領と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認すること。入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 入札参加申込

（1）申込方法

入札を希望する事業者等は、入札参加申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印の上、送付先又は提出先に郵送又は直接持参し、提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便によるものとする。

ア 郵送の場合

申込受付期間 令和5年10月17日（火）から令和5年10月30日（月）まで必着
送付先 「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

イ 持参の場合

申込受付期間 令和5年10月17日（火）から令和5年10月30日（月）まで
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
提出先 「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

（2）申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は次のとおりとする。

No.	提出書類	法人	個人	福祉団体	備考
1	入札参加申込書（様式第1号） 実印を押印のこと。福祉団体の場合は代表者 個人の実印を押印のこと。	○	○	○	
2	使用印鑑届（様式第4号） ※下記No.3に該当し、支店長、営業所長等に委任 する場合でも、法人の代表者名で提出すること。	○	○	○	
3	委任状（様式第5号） ※法人の場合で、支店、営業所等を代表する者 （支店長、営業所長等）に入札等の一切の権限 を委任する場合にのみ提出すること。	○	×	×	

4	【法人の場合】 商業・法人登記に係る印鑑証明書 【個人・福祉団体の場合】 印鑑登録証明書 福祉団体の場合は代表者個人の分	○	○	○	コピー可 令和5年7月23日 以降に発行された ものに限る。
5	【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【個人の場合】 住民記載事項証明書 福祉団体の場合は代表者個人の分	○	○	○	コピー可 令和5年7月23日 以降に発行された ものに限る。
6	熊本県内に支店、営業所等が所在していることが分かる書類（任意様式） ※法人の場合で、熊本県外に本店があり、上記No. 5の商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書に支店、営業所等の所在地が記載されていない場合にのみ提出すること。	○	×	×	
7	総会資料等、役員・構成員が分かる書類 福祉団体で、構成員が分かる資料を提出すること。無い場合は任意で作成すること。	×	×	○	

（注1）各様式については、入札参加申込時点の内容を記載すること。

（注2）申込期限後における書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、本連合が必要と認める場合は、上記以外にも追加の資料の提出を求めることがある。

（3）その他

電話、FAX、インターネット等による受付は行わない。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても入札を実施するものとする。

8 入札等

この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。

入札参加申込受付期間内に「5 入札参加申込」（2）の書類を提出した入札参加者は、下記（2）の期間に入札書を提出すること。

（1）入札に必要なもの

ア 入札書（様式第7号）

- ・入札書は、本連合指定のものを必ず使用すること。
- ・入札書には、開札日の日付を記入すること。
- ・入札書の販売手数料率欄は、毎月の売上金額に対する販売手数料率とし、小数点第2位までを記載すること。
- ・入札書の販売手数料率の加除訂正はできないため、記入に際しては、誤りのないよう十分に注意すること。
- ・販売手数料率以外の記入箇所については、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行うこと。

イ 封筒（※「郵便入札用封筒記入例」参照）

- ・縦書き、横書き、縦封筒、横封筒は問わない。
- ・封筒には、案件名、物件番号、物件名、「入札書」の表記、商号又は名称（個人の場合は氏名）を記入すること。
- ・封筒の封印は、入札書に押印した代表者印で押印すること。

（2）入札期間・場所

令和5年11月10日（金）から令和5年11月20日（月）午後5時まで

〒869-0532

宇城市松橋町久具396-2

宇城広域連合事務局 総務課企画財政係

（3）入札方法

入札方法は、郵送とし、（2）に示す入札期間中に入札物件ごとの入札書を封入した中封筒（入札執行回数分）を一括送付用の外封筒（「郵便入札用封筒記入例」参照）に入れて郵送（一般書留、簡易書留及び特定記録郵便に限る。）することにより行う。なお、郵送した場合は、「17 問合せ先・書類提出先」に電話連絡をすること。一旦提出した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取り消しを行うことができない。

（4）入札回数

札執行回数は3回までとする。

（5）入札参加者

入札参加者は、入札参加申込者本人（入札及び使用許可に関する一切の権限を委任した場合はその受任者本人）とする。

（6）開札日・場所

開札は、入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を2人立ち会わせて行うものとする。なお、物件ごとの開札時間については、入札参加申込受付終了後に本連合のホームページで公表する

開 札 日：令和5年11月21日（火）

開札場所：宇城広域連合事務局2階 交流プラザB

(7) 入札の辞退

入札書提出前に辞退する場合は、入札辞退届（様式第8号）を令和5年11月20日（月）午後5時までに提出（郵送又は持参）すること。

(8) 入札におけるその他注意事項

ア 入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、一旦開札して確認の上、全ての入札書を無効とする。

イ 提出書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

ウ 無効とした入札書は、返却しない。

9 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 提出書類に記名押印がないもの。
- (2) 本連合が指定する様式を用いないで入札をしたもの。
- (3) 同一入札事案について、2以上の入札をしたもの。
- (4) 手数料率の訂正、削除、挿入等のある入札書で入札したもの。
- (5) 開札日以外の日付が記入された入札書で入札したもの。
- (6) 指定した郵送方法以外により郵送されたもの。
- (7) 入札に関し不正な行為を行ったもの。
- (8) その他入札に関する条件に違反したもの。

10 落札候補者の決定

- (1) 入札物件に対し、入札書の販売手数料率が最高手数料率であった者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同率の入札をした者が2者以上あるときには、直ちに立会職員にくじを引かせて落札者候補者を決定するものとする。
- (3) 落札候補者が決定した場合は、落札候補者に電話連絡により通知する。

11 落札候補者の提出書類

(1) 提出方法

落札候補者となった者は、開札の事後、競争参加資格要件の適格認定を受けるため、競争参加資格確認申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印の上、送付先又は提出先に郵送又は直接持参し、提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便によるものとする。

ア 郵送の場合

受付期間 令和5年11月22日（水）から令和5年11月24日（金）まで必着

送付先 「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

イ 持参の場合

受付期間 令和5年11月22日（水）から令和5年11月24日（金）まで
 土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
 提出先 「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

（2）提出書類

提出書類は次のとおりとする。

No.	提出書類	法人	個人	福祉団体	備考
1	競争参加資格確認申請書（様式第2号） 実印を押印のこと。福祉団体の場合は代表者 個人の実印を押印のこと。	○	○	○	
2	暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号） ※5入札参加申込(2)No.3に該当し、支店長、 営業所長等に委任する場合でも、法人の代表 者名で提出すること。	○	○	○	
3	自動販売機の設置業務において、自ら管理・運 営する 3年以上の実績が確認できる資料 （契 約書、設置許可書等の写し等）	○	○	○	令和5年10月1日 を基準
4	設置を希望する自動販売機のカatalog	○	○	○	
5	市町村税に関して未納（滞納）がないことを証 明する書類 ※課税がない場合は、課税がな いことを証明する書類 【法人の場合】 （1）5入札参加申込(2)No.3に該当する場合 ・当該支店、営業所等が所在する市町村の税 に関する証明書 （2）5入札参加申込(2)No.3に該当しない場合 ・本店住所が熊本県外の場合は、本入札物 件の管理運営を実質的に行うことになる 熊本県内の主たる支店、営業所等が所在 する市町村の税に関する証明書 ・本店住所が熊本県内の場合は、本店が所 在する市町村の税に関する証明書 【個人の場合】 事業主個人に関するもの 福祉団体の場合は代表者個人の分	○	○	○	コピー可 令和5年8月22日 以降に発行されたも のに限る。

(注1) 各様式については、入札参加申込時点の内容を記載すること。

(注2) 申込期限後における書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、本連
合が必要と認める場合は、上記以外にも追加の資料の提出を求めることがある。

(3) その他

電話、FAX、インターネット等による受付は行わない。

(4) 開札後、落札候補者の競争参加資格審査を行い、落札者決定通知を受けて正式に
落札者となる。

(5) 審査の結果、落札候補者に競争参加資格がないと認めた場合については、競争参
加資格が不適格であった旨の通知を行い、落札候補者の次点の者の審査に移行する。

12 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格が不適格であった旨の通知を受けた者は、理由の説明を求める書面を郵
送又は直接持参し、提出すること。書面については任意様式とする。なお、郵送の場合
は、簡易書留郵便によるものとする。

(1) 受付期間

ア 郵送の場合

申込受付期間 競争参加資格不適格通知の翌日から5日以内必着

送付先 「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

イ 持参の場合

申込受付期間 競争参加資格不適格通知の翌日から5日以内

土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

提出先 「17 問合せ先・書類提出先」を参照すること。

(2) 要求に対する回答

競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明を求められたときは、説明要
求を受け付けた日から5日以内（土日祝日を除く。）に書面により回答する。

13 設置許可申込の手続き

(1) 落札者は、行政財産の目的外使用の申込み手続きを行い、本連合から設置許可を
受けて正式に設置者となる。

(2) 設置許可に関しては、本連合の担当者から落札者に連絡し、必要な手続きの説明
や設置許可申請書の作成を行うものとする。

(3) 設置許可申請書その他書類の提出は、落札者決定通知の日から起算して7日以内
（土日祝日を除く。）に行うこと。

ア 自動販売機設置許可申請書

イ 自動販売機及び回収ボックスの外寸図

ウ 販売品目一覧表（様式第9号）

- (4) 落札者の決定後、自動販売機設置契約締結までの間に、落札者が「2 入札参加資格」に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合には、設置許可を行わないことができるものとする。

14 設置者の資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間又は1年間、本連合の自動販売機の設置に関する応募資格を失う。

- (1) 許可の条件に違反する行為が認められ、設置許可が取り消された場合 … 3年間
- (2) 提出書類に虚偽の報告があった場合 … 3年間
- (3) 正当な理由なく自動販売機の設置を辞退した場合 … 3年間
- (4) 設置許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合 … 1年間

15 自動販売機の交換及び設置の中止並びに他所への増設

(1) 自動販売機の交換

設置している自動販売機の交換を行う場合は、自動販売機設置許可変更申請書を提出し、本連合から承諾を受けること。

(2) 自己都合による自動販売機の設置の中止

設置許可期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機の設置を中止しようとする場合は、義務の不履行として設置許可の取り消しとなる。設置者はその中止をしようとする日の2月前までに書面により本連合に申し出ること。なお、この設置許可の取り消しの場合は、設置者には次の事項を課すこととする。

ア 納付済みの使用料は還付しない。

イ 設置許可の1年分の使用料に相当する金額の違約金を支払うこと。

(3) 自動販売機の増設

本連合が必要と判断して施設内に自動販売機を増設する場合、このことによって、既に設置していた自動販売機の販売数が減少したとしても、設置者は一切の補償を本連合に請求できないものとする。

16 その他の留意事項

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

(2) 入札参加申込書及び入札書等に関する事項

ア 期限までに所定の書類等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。

イ 書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提出者の負担とする。

ウ 提出された書類は、全て返却しない。

エ 提出された書類等は当該入札に係る事務以外に無断で使用することはない。

オ 書類等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該書類等を無効とし、入札参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、設置許可の保留又は設置許可の取り消し等の措置を執ることがある。

(3) 入札結果の公表

入札結果については、物件の所在、販売手数料率、設置者の氏名（法人の場合は法人名）等を公表することがある。

(4) この要領に定めるもののほか、入札の実施については、宇城広域連合公有財産規則等、関連する法令及び規則等の定めるところによる。

17 問合せ先・書類提出先

〒869-0532

宇城市松橋町久具396-2

宇城広域連合事務局 総務課企画財政係

電話：0964-32-4144

FAX：0964-32-4152

E-mail：kikakuzaisei@uki-kouikirengo.or.jp

問合せ時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで